西北九州市公報

発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

月 次

	公告	ページ
0	特定非営利活動法人の定款変更の認証申請【市民文化スポーツ局市民 部地域振興課】	2 4 9 6
0	特定非営利活動法人設立の認証申請【市民文化スポーツ局市民部地域 振興課】	2497
0	特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(5件)【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】	2 4 9 8
0	委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部固定資産税課】	2503

北九州市公告第662号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 申請のあった年月日平成24年8月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称 特定非営利活動法人先端芸術クリエイティブセンター
 - (2) 代表者の氏名 前澤哲爾
 - (3) 主たる事務所の所在地北九州市八幡東区中央一丁目4番5号908号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、現代美術に関する事業を行い、文化振興の発展や新しい芸術の研究、開発、企画、提案活動を行い、もって不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とする。

北九州市公告第663号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 申請のあった年月日平成24年8月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称NPO法人九州リトルリーグ野球協会
 - (2) 代表者の氏名 末次義久
 - (3) 主たる事務所の所在地北九州市小倉北区三萩野二丁目10番1号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は地域の青少年に対して、硬式野球経験を通じた社会教育に関する事業を行い、子どもの健全育成と社会教育の推進、及びスポーツの復興に寄与することを目的とする。

北九州市公告第664号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 申請のあった年月日
 平成24年8月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称特定非営利活動法人たんぽぽ
 - (2) 代表者の氏名 矢野文香
 - (3) 主たる事務所の所在地北九州市小倉南区若園三丁目9番6-1号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特に子ども達や保護者の方々に対して、保育・育児の支援に関する事業、児童・青少年の学習・課外活動等の支援に関する事業、保護者や地域住民同士の交流会・イベントの企画・開催に関する事業を行い、子どもの健全育成と地域福祉の向上を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

北九州市公告第665号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 申請のあった年月日平成24年8月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称特定非営利活動法人しらゆり会
 - (2) 代表者の氏名 安藤眞由美
 - (3) 主たる事務所の所在地北九州市小倉北区香春ロー丁目5番29号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、日本及び国際社会において、高齢、病気、貧困、環境破壊などの様々な理由により協力・支援を必要としている人々に対して、協力・支援事業を行い、志を同じくする個人、団体とも連携をはかり、豊かで多様な市民社会の実現に寄与することを目的とする。また、子どもの健全育成支援事業を行い、次世代人材の育成を推進し、もって国際的な相互理解と友好・親善を深め、社会教育の推進、文化・芸術・スポーツの振興、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。

北九州市公告第666号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 申請のあった年月日平成24年8月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称 特定非営利活動法人ホームレス支援全国ネットワーク
 - (2) 代表者の氏名 奥田知志
 - (3) 主たる事務所の所在地 東京都新宿区高田馬場二丁目6番10号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、ホームレス状態に置かれた人々及び失業者等ホームレス状態に置かれるおそれのある人々に対し、社会的処遇の改善及びその安定した雇用の場の確保、就業の機会の確保、安定した居住の場の確保等による自立の支援が図られるような社会の形成に関する事業を行うことにより、もってこれらの人々の社会福祉の向上を図ることを目的とする。

北九州市公告第667号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 申請のあった年月日平成24年8月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称 特定非営利活動法人福岡県マンション管理組合連合会
 - (2) 代表者の氏名 石川靖治
 - (3) 主たる事務所の所在地北九州市小倉北区吉野町13番1-107号
 - (4) 定款に記載された目的

本会は、マンションの管理運営に携わる者をはじめとする市民に対して、マンションの適正かつ合理的な管理運営のための指導、相談及び支援等に関する事業を行い、建物の適切な修繕・保全に務めるとともに、都市のスラム化の防止を図ることにより、まちづくりを推進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

北九州市公告第668号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 申請のあった年月日平成24年8月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称 特定非営利活動法人好楽会
 - (2) 代表者の氏名大塚 学
 - (3) 主たる事務所の所在地 北九州市小倉南区津田新町三丁目1番7号Q-kenビル1F
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、単独での外出が困難な障害者や高齢者をはじめとする市民に対して、移送サービス等の社会参加を促進する事業を行い、地域社会における福祉の充実に寄与することを目的とする。

北九州市公告第669号

一般競争入札により、平成24年度(平成25年度向け)償却資産申告書の 封入等の業務の委託契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令 第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市 規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により次のと おり公告する。

平成24年9月21日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 平成24年度(平成25年度向け)償却資産申告書の封入 等の業務 一式
- (2) 業務内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 平成24年11月1日から同年12月18日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿 (以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) この公告の日前5年間に、個人情報が記載された書類の封入、封緘等の業務を地方公共団体等の官公庁から受託した実績があること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを 付与されている者であること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市財政局税務部固定資産税課

- イ 日時 公告の日から平成24年10月5日まで(日曜日、土曜日及び 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から 午後4時30分まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所本庁舎6階62会議室
 - イ 日時 平成24年10月3日午前10時
- (4) 仕様書等に対する質問 仕様書等に対する質問がある場合は、次の とおり書面により提出すること。なお、書面は電送によるものも受け付け る。
 - ア 場所 第1号アの場所と同じ。
 - イ 期限 平成24年10月5日午前11時30分までに必着のこと。
- ウ 質問書に対する回答書は、入札説明会に参加した者に平成24年10 月5日午後に電送する。
- 4 競争参加資格確認の申請及び競争参加資格の確認
 - (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに、下記の ア及びイの競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、確 認を受けなければならない。
 - ア 提出書類一覧表(物品用)
 - イ 指名実績(第3号様式) 第2項第3号に該当する実績を明記し、履 行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。
 - (2) 申請書等の提出
 - ア 資料の様式は、北九州市契約室のホームページからダウンロードして 使用すること。

北九州市契約室ホームページ

http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html

- イ 提出期間 公告の日から平成24年10月2日まで(日曜日、土曜日 及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する 休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同年10月 2日の午前9時から午前11時30分まで
- 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市財政局税務部固定資産税課

- エ 提出方法 資料は持参するものとする。
- (3) 競争入札参加資格の確認の結果は、平成24年10月2日午後に通知する。
- (4) その他

ア申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

- 5 入札及び開札の場所及び日時
 - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所本庁舎6階62会議室
 - (2) 日時 平成24年10月9日午前10時
- 6 その他
 - (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25 条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

(3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。

(4) 内訳書の提出

入札者は、入札書に記載した金額に対応する内訳書を入札書とは別に提出しなければならない。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市財政局税務部固定資産税課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-3210

ファクシミリ 093-582-8611